最終更新日：2017年3月29日
株式会社ALBERT
代表取締役社長　上村 崇
問合せ先：最高財務責任者　村上　嘉浩
証券コード：3906
http://www.albert2005.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する」を経営理念とし、株主、取引先、社員等、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、整備を進めております。
このため、経営上の健全性・効率性・透明性を確保すべく、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制、及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んで参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則１－２－２
当社では、招集通知に記載する情報の正確性を担保できるよう法定期限に従い発送し、TDnetにて開示しております。今後、株主様に議案に対して十分な検討期間を確保していただけるよう、招集通知の早期発送、自社ホームページへの早期掲載を検討していく方針であります。
補充原則１－２－４
現状、議決権プラットフォームは利用しておりません。当社における外国人株主比率は５％にも満たないため、招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備や海外投資家に向けた英文による情報提供を検討してまいります。
補充原則１－２－５
当社は、実質株主たる信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家が株主総会に出席することを認めておりませんが、今後の実質株主の要望、信託銀行の動向等を注視し、必要に応じて実質株主の議決権行使に係わる対応を協議、検討してまいります。
原則１－４
当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を取得し、保有します。また、取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、保有する意義を検証し、意義が乏しいと判断される銘柄は、市場への影響等に配慮しつつ売却します。
政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待することができるか否かを精査したうえで、適切に行使します。
原則１－７
当社は、役員や主要株主と取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、審議した上で承認を得ることとしております。これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法の関連する法令や証券取引所の定める規則に従って開示いたします。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、半期毎に関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施するほか、取締役及び監査役は、取締役会規程において関連当事者取引の事実についての報告義務を定めており、取締役会における関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。
原則３－１
(1) 企業理念は当社ホームページに掲載しております。経営計画、経営戦略につきましては引き続き開示を検討してまいります。
(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書において開示しております。
(3) 取締役の報酬は、個々の業績を加味したうえで取締役社長が決定いたします。また、毎期、取締役社長は業績評価と能力評価を実施し、報酬及び上位職への昇格判断に反映させております。執行役員の報酬につきましても、同様に取締役社長が決定いたします。
(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。業務執行を担当する執行役員については豊富な専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役、監査役については出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としています。
(5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知において開示しています。
補充原則４－１－２
当社は中期経営計画を公表しておりませんが、策定済みの中期経営計画に基づき、その目標達成に向け経営戦略や事業戦略の遂行に取り組んでおり、今後、計画の見直しも適宜行ってまいります。今後につきましては、一部開示も含め、中期経営計画の開示についても検討してまいります。
補充原則４－１－３
当社は、現時点においては、代表取締役である上村　崇が最高経営責任者として当社を牽引することは、経営におけるリーダーという存在のみならず、当社の企業価値の向上に資すると考えております。一方で、後継者の計画については重要な問題と認識しており、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えるとともに、上村　崇が社外取締役の意見も踏まえ適切に計画を立案し、然るべき時期に取締役会に提案してまいります。
補充原則４－２－１
当社は、取締役の報酬に関し、株主総会の決議の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。今後につきましては、長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく引き続き検討を進めてまいります。
補充原則４－３－１
当社は、社外役員の選任及び解任については、代表取締役及び取締役との直接的な利害関係がなく、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有することを基本方針と定めております。
その他経営陣幹部の評価について定めた基準はありませんが、今後は、任意の指名委員会の設置も踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い適切に経営陣幹部の選任や解任をする体制を構築してまいります。
原則４－９
当社は、東京証券取引所が定める要件を満たす独立役員（社外取締役１名、社外監査役２名）を選任しております。各独立役員は、経営陣や特

定の利害関係者の利益に偏ることなく独立性を維持しております。
社外取締役については、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、かつ幅広い見識を持った人材を候補者として選定しております。
補充原則４－11－３
取締役及び監査役は、取締役会の有効性、及び自らの役割等について、毎年、自己評価を行い、その結果を取締役会に提出します。それを受けて取締役会は、各取締役及び監査役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示します。
取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の充実に努めながら、取締役会の機能向上を図ってまいります。
補充原則４－12－１
定時取締役会は月１回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しております。
また、取締役会に上程される事項は、会日の３日前までに審議内容を説明若しくは資料を配布され、各取締役が概要を認識したうえ取締役会に出席できるよう努めております。また、取締役会の審議時間は平均１～２時間となっており、十分な審議時間が確保されております。
原則５－２
当社は、中期経営計画を策定し、売上高、各利益等の目標値を設定しておりますが、現段階では公表しておりません。今後は策定した中期経営計画の開示に向けて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

補充原則４－１－１
当社は、決裁権限基準に取締役会、取締役社長、執行役員等の権限を明確に定め、それに基づきそれぞれの決定機関・決定者が審議・決裁しております。取締役会は企業の持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令、定款及び取締役会付議基準で定められた重要な事項につき、意思決定を行っております。
補充原則４－11－１
当社は取締役会において実質的な議論を活発に行うため取締役の人数として７名まで、監査役の人数として３名までが適切であると考え、現在、取締役会は、社外取締役５名を含む取締役６名、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されております。
取締役候補者については、社内外問わず人格・識見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については会社経営に知見を有する方や法務や会計の専門家を選定し、社外監査役については会社経営に知見を有する方を選任することにしております。
補充原則４－14－２
当社の取締役及び監査役に対するトレーニングは、各々重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割及び責務を適切に果たすべく必要な知識を習得するために、積極的に適宜外部の研修、セミナー等を受講する方針としております。また、これらの費用については社内規程に基づき会社に請求できることとなっております。
原則５－１
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との積極的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識しております。そのためにIR担当執行役員を任命するとともに、IR担当部署を経営管理部とし、株主との対話の場を積極的に設けることとしております。
補充原則５－１－２
(1) 当社は、執行役員最高財務責任者をIR担当執行役員として選任しております。
(2) IR担当部署である経営管理部を中心として、社内各部門等と月一回定期的にミーティングを行うとともに、日常的に連携を取っております。
(3) 経営管理部において、電話取材等のIR取材を積極的に受け付けております。
(4) IR活動において把握された意見等については、取締役間において共有されております。
(5) 内部者取引規程を定め、定期的に教育を行う等、インサイダー情報管理に留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山川義介	291,900	12.20
デジタル・アドバイタイジング・コンソーシアム株式会社	288,800	12.10
ウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合	199,000	8.30
上村崇	152,800	6.40
山川奈緒子	50,300	2.10
株式会社SBI証券	42,600	1.70
新井計男	37,700	1.50
鈴木俊明	36,700	1.50
佐藤めぐみ	35,000	1.40
新井郁子	31,000	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注) 上記【大株主の状況】は平成28年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊敦彦	他の会社の出身者											
江尻隆	弁護士											
松村淳	他の会社の出身者							○				
飯野智	他の会社の出身者							○				
竹田浩	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊敦彦	○	―――	経営者として豊富な経験及び見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、選任しております。 当社と渡邊敦彦氏の出身会社の間には、意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、東京証券取引所に独立役員として選任しております。

江尻隆		―――	法律専門家としての金融市場および上場企業におけるコンプライアンス・ガバナンスに関しての有数の経験と実績を当社の内部管理体制に反映することで、当社の経営および企業価値の向上に資すると判断し、選任しております。
松村淳		―――	戦略的な資本事業提携等における多数の経験と実績を、当社の経営に反映していただけるものと判断し、選任しております。
飯野智		―――	IT・ヘルスケアなどの数々のテクノロジーベンチャーを開発・育成してきた豊富な経験及び見識を、今後の当社の事業開発やアライアンス開発に資するものと判断し、選任しております。
竹田浩		―――	事業計画の策定・管理、人事組織戦略等の効率的な組織運営の実績を当社の経営に反映していただけるものと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部門及び会計監査人と十分な連携を図っております。監査役及び監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席しております。
監査役と会計監査人の連携につきましては、監査役会は期末において会計監査人より会計監査手続き及び監査結果の概要についての報告を受け、両監査の連携を図っております。
監査役と内部監査部門の連携につきましては、常勤監査役は効率的な監査の遂行のため内部監査部門との都度情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷本　篤彦	他の会社の出身者													
江南　清司	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷本　篤彦	○	―――	上場企業における支社長経験など会社経営についての豊富な知識、経験を有し、当社の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。 当社と谷本篤彦氏の出身会社の間には、意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、東京証券取引所に独立役員として選任しております。
江南　清司	○	―――	上場企業における経理･財務･会計業務に精通し、その知識や経験を活かし、監査の実効性を高め、監査体制の強化を図るため社外監査役として選任しております。 当社と江南清司氏の出身会社の間には、意思決定に対して影響を与える取引関係はありません。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、東京証券取引所に独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
コーポレート･ガバナンスのより一層の強化･充実を図るため、当社は平成27年３月開催の定時株主総会にて、
独立役員の要件を満たす社外取締役を１名選任しており、平成29年３月開催の定時株主総会にて、独立役員の要件を満たす
社外取締役を１名重任のうえ選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への意欲を高めるため、当社の社内取締役、社内監査役、社外監査役、執行役員、従業員、その他に対し新株予約権を無償で付与しております。
また、当社の企業価値向上への意欲を高めるため、当社の取締役･執行役員に対し、新株予約権を有償で付与する仕組みを導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への意欲を高めるため、当社の代表取締役、執行役員に対し、
新株予約権を有償で付与する仕組みを導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬は37,350千円（社外取締役を除く）、支給人員は２名であります。

報酬の額又はその算定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成26年10月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内
（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されており、個別配分額に関しては取締役会決議で決定いたしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役と社外監査役を含む全役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、
経営管理部より事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

イ．取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役5名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、
必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として取締役会規程に基づき
重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。
また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。
なお、取締役会の開催状況は、平成27年12月期21回、平成28年12月期23回それぞれ開催しており、
社外取締役の出席率は平成28年12月期87.0%（当社社外取締役就任後全回出席）で、随時、貴重な質問、意見等の発言をしております。

ロ．監査役会・監査役

当社は、平成26年度3月より、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名で構成されており、
うち1名は常勤監査役であります。
監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、
必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、
監査役相互の情報共有を図っております。
また、監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。
なお、監査役会の開催状況は、平成26年3月監査役会創設以降、毎月1回開催しており、社外監査役の出席率は100%であります。

ハ．執行役員会

当社の執行役員会は、執行役員5名で構成されており、原則として毎月1回開催しております。
出席者は執行役員のほか、オブザーバーとして社内取締役、監査役などが必要に応じて参加しております。
執行役員会では、各部門からの業務執行状況報告を行うとともに、事業計画の達成状況、経営上の重要情報等の共有、
事業課題の解決などを中心に、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離
及び迅速な業務執行を行うことを目的として運営しております。
また、コンプライアンス委員会も兼ねており、社内における法令遵守の実効性を高めるための体制となっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。
取締役会では毎回活発な議論が行われ、取締役のうち5名を社外取締役としていることから経営に多様な視点を取り入れると
ともに、取締役会の相互監視機能を強化しています。
監査役は大手メーカー勤務を通した豊富なマネジメント経験及び同じく大手メーカー勤務を通した
幅広い財務及び会計に関する知見をもとに、取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っております。
また、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。
以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は決算作業の早期化、監査法人との連携による定時株主総会招集通知の早期発送に向けた体制整備に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	将来的に、会社法に基づく議決権の行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取 組みを検討していきたいと考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	将来的に、外国人投資家向けに招集通知の英文化を検討していきたいと考えております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、当社ウェブサイト上に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後に個人投資家向けに定期的に説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後にアナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催いたしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来的に開催することを検討していきたいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は個人投資家向けのIIIIRを重視しており、その一環として当社ホームページに決算情報その他の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関する担当部署は経営管理部としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ALBERT行動規範」を制定し、ステークホルダーの立場を尊重し、活動することを定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	将来的に検討していきたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ALBERT行動規範」において、お客様、株主、投資家の皆様に対して当社の経営方針や財務 内容、事業活動状況などの企業情報を適切に開示することを基本方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成26年4月15日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

イ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑷ 法令・定款及び社会規範を遵守するための「行動規範」を制定し、全社に周知・徹底します。
⑹ コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。
⑹ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
⑹ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
⑹ 当社は、健全な会社経営のため、反社会勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

⑷ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び情報管理規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
⑹ 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとします。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。これに従い、リスク管理にかかる「リスク管理マニュアル」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。
危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑷ 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離します。
⑹ 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役会の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図ります。
⑹ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催します。

ホ．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

⑷ 当面、監査役スタッフは置かないものの、業務監査及び日常業務については経営管理部の補助を受けるものとします。
⑹ また将来監査役スタッフが求められた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとします。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

⑷ 監査役は、取締役会のほか執行役員会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
⑹ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告するものとします。
⑹ 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑷ 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
⑹ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
⑹ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

リ．現状において明らかになった課題・改善点

該当事項はありません。

ヌ．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長を筆頭として、財務報告の適性を確保するため全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築します。

ル．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「ALBERT行動規範」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通りです。
当社は、「ALBERT行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、経営管理部を対応窓口として、警察などの外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

